



島根県報

平成24年10月30日（火）

号外 第 148 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第609号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	出雲奥出雲線	出雲市野尻町311番5地先から同町424番地先まで	前	メートル 8.00～ 43.00	メートル 450.00	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	12.00～ 43.00	450.00	
"	久利五十猛停車場線	大田市五十猛町字牛ヶ谷2455番2地先から同地先まで	前	8.30～ 24.30	135.00	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.70～ 34.30	135.00	
"	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町西田485番3地先から同480番1地先まで	前	4.50～ 9.50	125.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.50～ 23.00	125.00	

島根県告示第610号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町名分388番7地先から同町佐陀本郷698番3地先まで	メートル 620.00	平成24年 10月30日	松江県土整備事務所	
〃	出雲奥出雲線	出雲市野尻町311番5地先から同町424番地先まで	450.00	平成24年 10月30日	出雲県土整備事務所	
〃	多伎インター線	出雲市多伎町61番2地先から同町2374番7地先まで	653.30	平成24年 10月30日		
〃	美郷飯南線	邑智郡美郷町酒谷494番1地先から同787番1地先まで	300.00	平成24年 10月30日	県央県土整備事務所	